

# 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（第4期）（概要）

## ○ 趣旨

- 政治資金監査は、平成21年分から平成30年分の収支報告まで10回を重ね、登録政治資金監査人も相当数が確保されるなど、概ね順調に実施されてきているところである。
- この間、当委員会においては、政治資金監査制度の円滑な運営と定着が図られるよう、様々な取組を進めてきたところであり、第4期（平成29年4月から令和2年4月）では、登録政治資金監査人の登録や研修等を引き続き着実に実施するとともに、特に政治資金監査の質の向上に重点を置き、登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言の取組を進めてきた。
- 当委員会は、第4期の終わりに当たって、これまでの取組を国民に明らかにするとともに、取組について総括的な取りまとめを行った。この取りまとめを踏まえ、当委員会では今後も政治資金監査の質の向上のための取組などを継続して実施していく。これにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与するという政治資金規正法の目的の実現につながるよう望むものである。

## 1 登録政治資金監査人の登録及び研修について

（これまでの取組） 【数値は令和2年2月末現在の状況】

- 登録者数 5,030人（うち登録時研修修了者4,922人（97.9%）  
※国会議員関係政治団体数 2,881団体（平成30年分の収支報告書の提出義務がある団体数）
- 登録時研修（第4期における実績）

研修方式	開催回数	参加者数
集合研修	57回	323人
要望研修	実施要望なし	実施要望なし
個別研修	128回	128人

（今後の方向性）

- 政治資金監査制度を安定的に運用していくための当面の登録者数は十分確保されていると考えられるものの、近年登録者の年齢層が上がっていること等を踏まえ、引き続き、関係士業団体と連携し、政治資金監査制度について、周知広報を図っていくことが必要。
- 登録時研修については、引き続き全国各地において集合研修方式による研修を実施するとともに、登録政治資金監査人の希望に応じて、個別研修方式及び要望研修方式による研修を継続していくことが必要。登録時研修は、政治資金監査の実施要件とされており、その実施に当たっては、研修受講者の利便の確保にも配慮することが必要。

## 2 政治資金監査に関する具体的な指針等について

（これまでの取組）

- 政治資金監査マニュアルについては、平成20年10月の策定以来、より円滑な政治資金監査の実施に資するため、数度にわたり改定を実施。
- 「政治資金監査に関するQ&A」については、所得税等を徴収した場合の会計帳簿の記載方法や海外でクレジットカードを利用した場合の収支報告書等の記載方法等の追加を実施。

（今後の方向性）

- 政治資金監査マニュアルの内容について、当委員会のホームページやフォローアップ研修を通じて引き続き周知を図るとともに、政治資金監査制度の運用状況等を基に、政治資金監査がその基本的性格を十分に踏まえつつ円滑に実施され、政治資金の収支報告の適正の確保と透明性の向上が図られるよう、必要な見直しを行っていくことが適当。

- 政治資金監査のより適確な実施を確保していくため、今後もこれまでと同様に、必要に応じ、当委員会の見解の表明や「政治資金監査に関するQ&A」の充実、チェックリストの有効活用の促進等を行っていくことが適当。

### 3 政治資金監査の質の向上について

#### ～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言～

(これまでの取組) 【数値は令和2年2月末現在の状況】

- 当委員会では、政治資金監査に関する収支報告の適正の確保及び透明性の向上に対する国民の要請に一層応えていくため、政治資金監査の質の向上により重点を置いて取組を実施。
- フォローアップ研修(特に実務向上研修)については、具体的な実例を基にした実践的な研修となるよう、これまでの誤りの事例を強調するとともに、演習問題の量を増やすなど、内容の充実を図った。また、追加でフォローアップ研修を開催し、研修への参加促進に係る取組も実施。
- 登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の取組について、対象者に対してきめ細かな対応を行うとともに、すべての登録政治資金監査人に誤りの事例等の周知を図るなど、個別の指導・助言を実施。

- フォローアップ研修(第4期における実績)

研修方式	開催回数	参加者数
実務向上研修	57回	2,915人
再受講研修	57回	502人

- 個別の指導・助言の実施件数(第4期における実績)

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数		
	平成28年分	平成29年分	平成30年分
(ア) 政治資金監査報告書に係るもの	14人	9人	4人
(イ) 収支報告書に係るもの	38人	40人	18人
計(純計)	52人(46人)	49人(46人)	22人(21人)

※「計」は数値の単純な合計、「純計」は一人で同一年度において両方の項目で個別の指導・助言の対象となった場合の重複を除外した数値。

(今後の方向性)

- フォローアップ研修のうち実務向上研修については、受講者の概ね6割が政治資金監査経験者であることや、受講者のニーズも踏まえれば、実務的な演習により重点を置いて、研修内容の更なる充実を図ることが適当であり、研修の開催回数・場所・時期については、登録政治資金監査人のニーズに応じたものとし、受講者にとっての利便性の向上を図り、できるだけ多くの登録政治資金監査人が研修の参加機会を得られるよう配慮することが必要。
- 個別の指導・助言の取組については、政治資金監査の質の向上の観点から有意義なものであり、その重要性に鑑みれば、政治資金監査の更なる質の向上を図り、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につながるため、継続して実施することが必要であり、その継続にあたっては、対象者が可能な限り減少するよう、より効果的な取組の検討を行うことが適当。個別の指導・助言の取組状況を確認しながら、都道府県選管等の意見も踏まえつつ、今後の個別の指導・助言のあり方に関して必要な検討を行うことが適当。